

単価契約仕様書

環境政策局 循環型社会推進部 まち美化推進課

(担当：百足、鈴木 電話：222-3952)

件名	(単価契約) 使用済小型電子機器等引渡業務
予定数量	25,800kg
契約期間	令和8年8月24日 ～ 令和8年9月30日
契約条件	欄外「使用済小型電子機器等引渡業務仕様書」のとおり

使用済小型電子機器等引渡業務仕様書

1 業務内容

受託者（以下「乙」という。）の業務は、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（以下「小型家電リサイクル法」という。）に基づき、本市（以下「甲」という。）が回収した家庭からの使用済小型電子機器等（同法第二条第二項に規定するもので、若干の異物を含んだものをいう。以下同じ。）を引き取り、認定を受けた乙の再資源化事業計画に従って、引き取った使用済小型電子機器等を再資源化することである。

2 履行期間

令和8年8月24日（月）から9月30日（金）まで

3 引取対象

甲が回収した使用済小型電子機器等のうち、最長部分の長さが概ね40cmより大きく、かつ高品質家電（ゲーム機（ポータブル型、据置き型）、携帯電話（PHSも含む）、デジタルカメラ、ビデオカメラ、音楽プレーヤー、タブレット端末、異物として回収したパソコン（デスクトップ型、ノート型））を抜き取ったものを引渡す。

4 予定数量

25,800kg

（予定数量については、本市の都合により増減する。大幅な増減があっても、本市は何ら補償しない。）

5 引渡し場所

所在地：伏見区横大路八反田29

施設名：南部クリーンセンター敷地内

6 引渡しの方法

- ・ 乙は4t程度のコンテナ車用の脱着式コンテナ（積載量4～8m³、幅2,100×長さ3,900程度）4台を前記5「引渡し場所」に掲げる施設に設置すること。
- ・ 甲は、前記3「引取対象」の使用済小型電子機器等をコンテナに集約する。
- ・ 乙は月曜日から金曜日まで1日1回、使用済小型電子機器等が入ったコンテナ2台を引き取り、新たなコンテナ2台を設置すること。
- ・ 引き取りは、乙の責任で必要な車両等を用意すること。

(備考)

- ・ コンテナの具体的な設置場所については、別途指示する。
- ・ 甲は、大型ごみとして回収した使用済小型電子機器等から異物（包装用のダンボール・ビニール・紙袋）を除去し、コンテナに投入する。
- ・ スケジュールに変更がある時は、その都度協議すること。

7 計量

乙は引き取ったコンテナを自社の計量器で計量し、引き渡した使用済小型電子機器等の重量を甲に報告すること。計量を行う計量器は計量法に適合する設備であること。計量の最小単位は10kg単位とする。

(備考)

- ・ 引取りの状況及びコンテナの計量の状況を写真に収め、計量票とともに甲へ報告すること。

8 再資源化

乙は、甲が引き渡した使用済小型電子機器等を、小型家電リサイクル法に基づき、国から認定を受けた再資源化事業計画に従って再資源化を実施すること。

(備考)

- ・ 具体的な収集・運搬、再資源化の方法、利用先等を事前に示すこと。（詳細は別途協議する。）
- ・ 引き渡した使用済小型電子機器等の重量に係る有用金属等の再資源化量を算定すること。（詳細は別途協議する。）

9 支払方法

甲は、乙に引き渡した使用済小型電子機器等の重量に応じて、次のとおり引渡し金額を乙に支払うものとする。

- ・ 甲が引き渡した使用済小型電子機器等の重量（7「計量」の最小単位10kg）に基づいて、翌月の5日までに計量表を提出すること（様式等は、別途甲が指示する。）。
- ・ 代金は、業務完了後に引き渡した使用済小型電子機器等の重量の総合計に対して、契約書記載の単価を乗じることにより金額を決定する。なお、1円未満の端数については、切り捨てる。
- ・ 乙は、決定した引渡し金額をもとに請求書を作成し、7「計量」にて発行した計量票と共に甲に提出する。
- ・ 甲は、計量票及び請求書を受取・確認後、速やかに支払う。

10 協議事項

- ・ 甲の担当職員との連絡を密にして業務に当たること。また、業務の進捗状況については、甲の担当職員と協議し、その指示に従うこと。
- ・ 本仕様書に疑義が生じた場合は、又は、本仕様書に定めのない事項については、甲の担当職員と協議し、その指示に従うこと。また、協議の結果を記した書面を甲に提出すること。

11 留意事項

(1) 損害賠償

委託業務の実施に伴い第三者に与えた損害は、甲の責に帰すべきものを除き、全て乙の責任において処理すること。

(2) その他

- ・ 業務を行うに当たっては、小型家電リサイクル法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、その他関係法令を遵守すること。
- ・ 本業務では、携帯電話・PHS やメモリー類（SDカード、メモリースティック等）といった個人情報を含む機器を取り扱うため、乙は、業務の従事者に対し個人情報保護に関する研修を十分に行い、引き渡した使用済小型電子機器等の個人情報の保護に努めること。

12 受注条件

使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成24年法律第57号）第10条第3項の認定（使用済小型電子機器等の収集を行う区域に、京都府を含んでいるものに限る。）を受けていること。また、契約締結後、この認定を受けていることを証明する書類を提出すること。